官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（二七）　四
○国家情報会議設置法（二八）　七
〔政　令〕
○令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一八九）　八
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令（一九〇）　九
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九一）　九
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（一九二）　九
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**六）　10
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二一四）　10
○逆磁場ピンチに関する研究開発計画のための実施協定からの日本国の脱退に関する件（**外務**一九四）　10
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**七五一）　10
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する件（**同**七五二）　11
○河川法施行規則の規定に基づく登録試験実施機関の代表者の変更に関する件（**国土交通**六六八）　11
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**六六九）　11
○道路に関する件（**九州地方整備局**七〇、七一）　11
〔国会事項〕　11
〔人事異動〕
内閣　法務省　11
〔叙位・叙勲〕　11
〔皇室事項〕　11
〔公　告〕
諸事項　12
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　13
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　13
会社その他　13

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第二十七号）（内閣府本府）

第１　内閣府関係

１　児童福祉法の一部改正

(1)　都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。(3)において同じ。）を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。（第三十三条の二十二の二関係）

(2)　国庫は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が障害児通所支援等の提供を行う者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。（第五十六条の三の二関係）

(3)　国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。（第五十六条の五の二関係）

(4)　その他所要の改正を行う。

第２　総務省関係

１　地方自治法の一部改正

(1)　財政状況の公表について、その回数を毎年二回以上から毎会計年度少なくとも一回以上とする。（第二百四十三条の三第一項関係）

(2)　外部監査人の監査の事務を補助する者等の住所の告示を廃止する。（第二百五十二条の三十二第二項、第九項関係）

(3)　市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができるもの等とする。（第二百九十五条関係）

(4)　その他所要の改正を行う。